

高知市文化プラザ長寿命化整備事業
事業者選定基準

高知市

令和 2 年 10 月 9 日

目 次

第1	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	審査体制	1
第2	審査方法	2
1	審査方法	2
2	審査の手順.....	2
	(1) 資格審査	2
	(2) 提案審査	2
3	選定フロー.....	3
4	審査結果の公表	3
第3	資格審査	4
第4	提案審査	7
1	基礎審査	7
2	総合審査	8
	(1) 総合審査の方法	8
	(2) 提案内容の評価	8
	(3) 提案価格の評価	10
第5	候補者の決定	10

第1 総則

1 本書の位置付け

「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）は、高知市（以下「市」という。）が、高知市文化プラザ長寿命化整備事業（以下「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要領」と一体のものとして位置付けられるものである。

本書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「特定事業者」という。）に対し期待する内容を示し、公募型プロポーザル方式により候補者、次点者を決定するための基準を示すものである。

2 審査体制

審査は、学識経験者等の外部委員3名、市の職員4名から構成する高知市文化プラザ長寿命化整備事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行う。

第2 審査方法

1 審査方法

応募者から提出された参加資格確認申請書類及び提案書類に対し、参加資格要件、要求水準への適合、設計・改修計画等の提案内容及び価格に関する提案を総合的に評価することにより審査を行う。

選定委員会は、本書に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、契約候補者及び次点者を決定する。市は、候補者と契約協議を行い、協議が整わない場合は、次点者と協議する。

2 審査の手順

審査は、以下の(1)、(2)の手順で実施する。

(1) 資格審査

- ・ 第一次審査として応募資格の有無を審査する。

(2) 提案審査

- ・ 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。
- ・ 提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成する。
- ・ 「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要領等に示す条件を満たしているか否かを確認する。なお、「基礎審査」の結果について点数化は行わない。
- ・ 「総合審査」では、提案内容及び提案価格を本書に示す評価の基準に従い点数化し、選定委員全員の総得点により総合的に審査する。

3 選定フロー

募集要領等の公表から候補者決定までの流れを下図に示す。

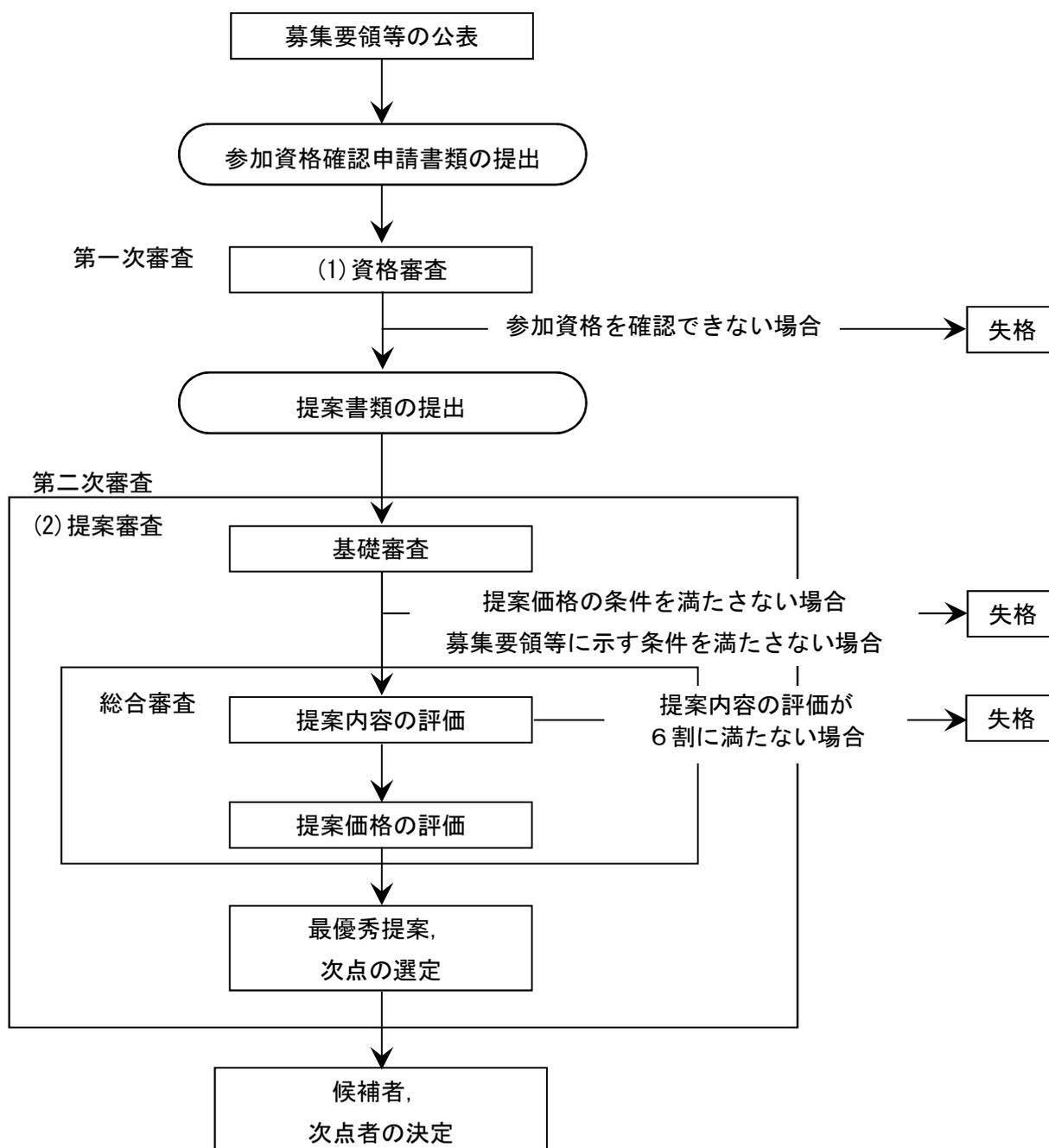


図 1 選定フロー

4 審査結果の公表

資格審査の結果は、各応募者に個別に通知する。提案審査の結果については各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページに公表する。

第3 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	対象様式
応募者の構成	<p>①応募者は、設計企業、建設企業で構成されていること。</p> <p>②応募者の構成企業が明らかであり、設計業務及び改修工事業務を実施する企業名が明らかであること。なお、代表企業については、設計業務及び改修工事業務を兼ねて実施することは差し支えない。</p> <p>③建設企業は、甲型共同企業体を結成していること。</p> <p>④代表企業は、甲型共同企業体の代表企業であり、甲型共同企業体を構成する代表企業以外の建設企業（以下「構成員」という。）は1者又は2者であること。</p> <p>⑤甲型共同企業体において、代表企業の出資比率は最大とし、構成員の出資比率は、1者の場合は各30%以上、2者の場合は各20%以上とすること。</p> <p>⑥構成企業のうち、設計業務のみを担当する企業については、甲型共同企業体の構成員の数へは含まず、出資比率を設けないものとするが、甲型共同企業体と設計業務のみを担当する企業で乙型共同企業体を結成するものとし、担当業務に係る内容、業務額を共同企業体協定書に明示していること。</p> <p>⑦構成企業は、他の共同企業体の構成企業となっていないこと。また、構成企業に現時点の高知市文化プラザの指定管理者を含んでいないこと。</p>	<p>様式2-1</p> <p>様式2-2</p> <p>様式2-3</p>
全般	①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。	様式2-1
	②公告日から契約締結日までの間において、市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者であること。	様式2-1
	③破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定	様式2-1

区分	確認内容	対象様式
	又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。	
	④代表者又は役員等が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者であること。	様式2-1
	⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処分命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。	様式2-1
	⑥役員又は使用人等が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。	様式2-1
	⑦健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。	様式2-1
	⑧市町村税、都道府県税及び国税を滞納(未納)していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に係る納税の猶予の特例が適用された者については、滞納(未納)していないものとみなす。	様式2-1
	⑨本事業に係る改修事業者選定支援業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。	様式2-1
設計企業	①本市の令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格を有する者、又は、上記の入札参加資格を有していない者であっても、資格申請時に必要な書類と同等の資料(別添4 様式2-5)を提出し市の確認を得た者であること。	様式2-4 様式2-5
	②建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式2-4
建設企業	①本市の令和元・2年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録があること。	様式2-6
	②建築一式工事又は電気工事業において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けており、その許可区分が特定の者であること。	様式2-6
	③改修工事業務に係る甲型共同企業体について、代表企業を除く構成員は高知市内に主たる営業所(本社)を有する者であること。	様式2-1

区分	確認内容	対象様式
	<p>④代表企業となる建設企業においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる営業所（本社）を有する者は、建築一式工事又は電気工事の格付けにおいて、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が900点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。 ・市外に主たる営業所（本社）を有する者は、建築一式工又は電気工事の格付けにおいて、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が1,200点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。 	様式2-6

第4 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について提案価格が募集要領に示す提案上限額以下であるか否か、また、提案内容が募集要領等に示す条件を満たしているか否かを確認する。全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

① 提案価格

募集要領に示す提案上限額以下となっていること。

② 提案内容

募集要領及び要求水準書に示す条件を満たしていること。

2 総合審査

(1) 総合審査の方法

総合審査では提案価格と提案内容の2つの面から審査を行う。

提案価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する。

提案内容の評価において、基準点（提案内容の得点合計が満点（70点×7）の60%）未満の者は、失格とする。また、総合審査の結果が同点となった場合には、提案価格の評価点が高い応募者を最優秀提案とする。提案価格の評価点も同点の場合は、選定委員の合議により上位の者を選定する。

なお、選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和3年1月下旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に改めて市から各応募者に連絡する。

【総合審査】 選定委員一人当たりの得点

審査点数（満点100点）＝提案内容の得点（満点70点）＋提案価格の得点（満点30点）

(2) 提案内容の評価

1) 評価の基準

提案内容は、次項「2) 審査項目及び配点」に基づき、下表の評価の基準により選定委員会が点数化する。

表 2 提案内容の評価の基準

評価	評価の基準	
A	提案内容が非常に優れている。	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている。	配点×0.80
C	提案内容が普通である。	配点×0.60
D	提案内容がやや劣っている。	配点×0.40
E	提案内容が非常に劣っている。	配点×0.20

2) 審査項目及び配点

表 3 事業計画に関する項目【28点】

審査項目		審査の視点	配点	主たる対象様式
1	事業実施方針	①本事業に取り組むに当たっての事業実施方針（市の方針の理解度・適合度） ②本事業に取り組むに当たっての基本事項（情報公開への対応等）	5	様式 3-2
2	事業実施体制	①建築工事，設備工事（電気設備，機械設備等）の設計及び改修工事業務が確実かつ円滑に実施できる体制の構築 ②豊富な実績を持つ技術者の配置	5	様式 3-3
3	リスク対応	①潜在的リスクの把握とリスク管理・顕在化した場合の対応策	5	様式 3-4
4	地域経済への配慮	①市内企業の参画(全体に占める市内業者割合等)や活用(役割分担，育成等)についての提案 ②県内産資材の調達や，市内からの備品，消耗品等の調達等の提案	13	様式 3-5
小計			28	

表 4 設計・改修工事に関する項目【42点】

審査項目		審査の視点	配点	主たる対象様式
1	基本的考え方	①利用者へのサービス提供の向上への配慮 ②設計・改修において重視する点の理解，有効性	5	様式 4-2
2	改修工事内容（舞台設備を除く）	①改修後の維持管理運営の容易性への配慮 ②ライフサイクルコスト削減や環境負荷低減のための工夫 ③利用者にとって快適な空間となるユニバーサルデザインや美観・空間の魅力向上の提案	11	様式 4-3 様式 5 図面集
3	舞台設備計画	①改修後の維持管理運営の容易性への配慮 ②ライフサイクルコスト削減や環境負荷低減のための工夫 ③舞台演出の機能性，技術向上の提案	11	様式 4-4 様式 5 図面集
4	施工計画	①工程計画の具体性・現実性 ②施工管理計画の具体性・現実性 （安全管理，品質管理，周辺環境への配慮及び収蔵品等保管の計画） ③開館準備に関する市及び指定管理者との連携への配慮	15	様式 4-5 様式 5-8
小計			42	

(3) 提案価格の評価

提案価格の評価は、設計業務費及び改修工事業務費の合計を対象とする。なお、点数化の際は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを求める。

表 5 提案価格の配点及び評価の基準

提案価格※	配点	評価の基準
・設計業務費 ・改修工事業務費	30点	提案価格が最も低い応募者を満点とし、他の提案価格については、次の式にて算定 点数=30×(提案上限額-提案価格) ／(提案上限額-最低提案価格)

※ 金額は全て消費税及び地方消費税の額（10%）を含む。

※ 様式6-2 提案価格書の提案価格により評価する。

第5 候補者の決定

市は、選定委員会における最優秀提案及び次点の選定結果を基に、候補者及び次点者を決定する。